

## 東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会設置要綱

4環資計第337号

令和4年7月29日

### (目的)

第1条 東京都は、住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）の高度循環利用を推進するに当たり必要な事項を協議するため、「東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 太陽光発電設備の高度循環利用を担う各主体の情報共有に関する事。
- 二 太陽光発電設備の高度循環利用の各段階において必要となるルールやマニュアルの作成に関する事。
- 三 使用済太陽光発電設備のリユース・リサイクルルートの設定に関する事。
- 四 使用済太陽光発電設備の廃棄情報の収集に関する事。
- 五 使用済太陽光発電設備のリユース・リサイクルルートへの誘導及び支援に関する事。
- 六 使用済太陽光発電設備の処理、リユース及びリサイクルに係る費用の調査に関する事。
- 七 太陽光発電設備の高度循環利用に関する、都民及び事業者に対する広報に関する事。
- 八 その他、太陽光発電設備の高度循環利用の推進に関する事。

### (会長)

第3条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、東京都環境局資源循環計画担当部長とする。

### (構成)

第4条 協議会は、太陽光発電設備の高度循環利用に必要な各工程（メンテナンス、性能診断、取外し、収集運搬、一時保管、リユース、リサイクル等をいう。以下「各工程」という。）を実施する者であって、次の各号に該当する事業者の団体から推薦のあった者を委員として構成する。ただし、各工程に係る事業者の団体が存在しない場合にあつては、会長が事業者を選定し、当該事業者から推薦のあった者を委員とする。

- 一 メンテナンス事業者
- 二 検査修理事業者
- 三 取外し・解体事業者
- 四 収集運搬事業者
- 五 リユース事業者
- 六 リサイクル事業者
- 七 ハウスメーカー
- 八 モジュールメーカー

九 その他本協議会の目的の達成に必要な事業者

- 2 協議会の委員の数は、前項各号の事業者の団体から推薦を受ける場合は当該事業者団体ごとにそれぞれ1名とし、前項ただし書の方法による場合は会長が必要と認める数とする。

(招集等)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会における協議、検討等の充実化及び効率化を図るため、協議会に事務局を置く。協議会の庶務及び事務局に関する業務は、東京都環境局資源循環推進部計画課において処理する。

(情報公開)

第7条 協議会は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号に係る案件を調査審議する場合を除き、公開とする。

- 2 協議会の委員の名称（企業・団体名）については、原則公開とする。
- 3 協議会の開催ごとに議事録を作成することとする。
- 4 議事録は、公開とする。ただし、条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 5 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 6 前2項の規定は、協議会資料等について準用する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。